

◆税理士による  
無料税務相談所

とき

2月16日(火)～22日(月)  
午前9時30分～正午  
午後1時～4時

ところ

高浜工コハウス 2階講義室

※e-Taxによる申告相談を行って  
います。利用者認識番号、暗証  
番号がわかる場合は、持参してく  
ださい。

対象

- ① 給与所得者および年金受給者の方
- ② 前年分の所得金額（青色申告特別  
控除前または事業専従者控除前）  
が300万円以下の方
- ③ 消費税課税事業者である場合には、  
基準期間（平成25年分）の課税完  
上高が3,000万円以下で、かつ
- ②に該当する方



◆次の方は刈谷税務署で申告  
してください

- ① 営業等・農業・不動産・譲渡所得  
（土地、建物および株式などを売  
却された方）・過年度分申告のあ  
る方（確定申告書のB様式の方）
- ② 住宅借入金等特別控除を受ける方  
（平成27年中に入居され今回初め  
て住宅借入金等特別控除の申告を  
する方）
- ③ 個人事業者の消費税および地方消  
費税を申告する方
- ④ 贈与税を申告する方
- ⑤ 山林所得を申告する方



寄付金控除

◎ふるさと納税制度の改正

① 特例控除額の上限が、個人住民  
税所得割額の約1割から2割に  
拡充

※所得税も2割になったわけでは  
ありません。

② もともと確定申告が不要な給与  
所得者などの場合、平成27年4  
月1日から、寄付先が5自治体  
以内であれば確定申告が不要に  
※ただし、平成27年4月以前に寄  
付した場合は、確定申告が必要  
です。

※確定申告に代わる申告特例申請  
書を、寄付した自治体へ提出す

る必要があります。何もせずに  
確定申告が不要になるというわ  
けではありません。同一自治体  
へ複数回寄付した場合は、その  
都度申請書の提出が必要です。

※状況によって、確定申告の方が  
簡単な場合もあります。

◎市が条例で指定したNPO法人  
市が条例で個別指定したNPO  
法人への寄付金は、住民税の控  
除の対象となりますが、所得税  
の控除対象とはなっていないた  
め、住民税の税額控除を受ける  
場合は、確定申告とは別に高浜  
市への申告が必要です。



◀高浜市ふるさと応援寄付金  
謝礼品  
(家紋瓦)



NPO法人▶  
ふれ愛・  
ぼーと